

2015年11月12日

## 民泊の規制緩和に対する考え方について

JATAは2015年11月11日、観光庁長官に「民泊の規制緩和に対する考え方について」以下のとおり要望書を提出しましたのでお知らせします。

訪日外国人旅行者が急増して東京、大阪、京都等の大都市ではホテルを中心にして宿泊施設が不足をしている状況になっております。2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることで、さらに訪日外国人旅行者が増加することが見込まれます。

このような状況のなか、2014年4月に旅館業法の適用を除外する国家戦略特別区域法が施行され、国家戦略特別区域での取組が始まっています。この制度は原則、外国人に限定されていますが、マスコミ等で「民泊」が取り上げられる機会が急増し、特区以外の地域や日本人も対象にする等の情報も飛び交い、混乱している状況になっております。

旅行業界にとって旅館業法に規定するホテルや旅館等は、長い歴史のなかでお客様からの信頼に基づき、共に観光産業を育成してきた重要なパートナーであります。当協会としては、地方分散化や旅館業界への影響を考えつつ取組を行っていかねばならないと考えているところです。

しかしながら、上記の大都市を中心とした一部の特区ではホテル等の稼働率が限界に達しており、宿泊料の高騰や日本人観光客が宿泊できない等の状況にあることも考慮しなくてはなりません。

このような実態を踏まえ、特区という特定の地域かつ外国人限定という前提で、民泊の取り扱いを行うことについては賛意を表しますが、その際最も重要となるのが、外国人旅行者の安心・安全の確保であると考えます。このことにより旅行の質が担保され、リピーター増に繋がるとともに、旅行業者としても旅行業法に則った取り扱いを行うことができると考えております。

以上の観点から、次の事項の整備等について要望させていただきます。

1. 旅行者の安心・安全を制度として確保することに加えて、旅行業者が旅行業法に則り取り扱える仕組みの整備
  - ①消防、食品衛生等、安心・安全を担保するルール構築。
  - ②国家戦略特区施行令及び内閣府・厚生労働省が通知した、「外国人滞在施設経営事業の円滑な実施を図るための留意事項」の周知徹底と遵守。

③消費者保護の観点から、滞在する施設の設置や管理に瑕疵があることによって外国人旅行者に損害が生じたときは、施設の提供者が賠償を確実に実施するルールの構築。

## 2. 地域住民（近隣住民）の理解を得るためのルール作り

なお、事業用に供する施設を使用させる期間については、特区毎の地域の宿泊施設の状況を考慮して設定していただきますようお願い申し上げます。

一方、特区以外の地域における違法な民泊を防止する観点から、海外取次斡旋業者の規制や、施設の提供者に対する取締りの徹底も大変重要なことであり、併せて要望させていただきます。

以上